

図 境川水系洪水浸水想定区域図 (計画規模) (平成 30 年 1 月神奈川県告示)

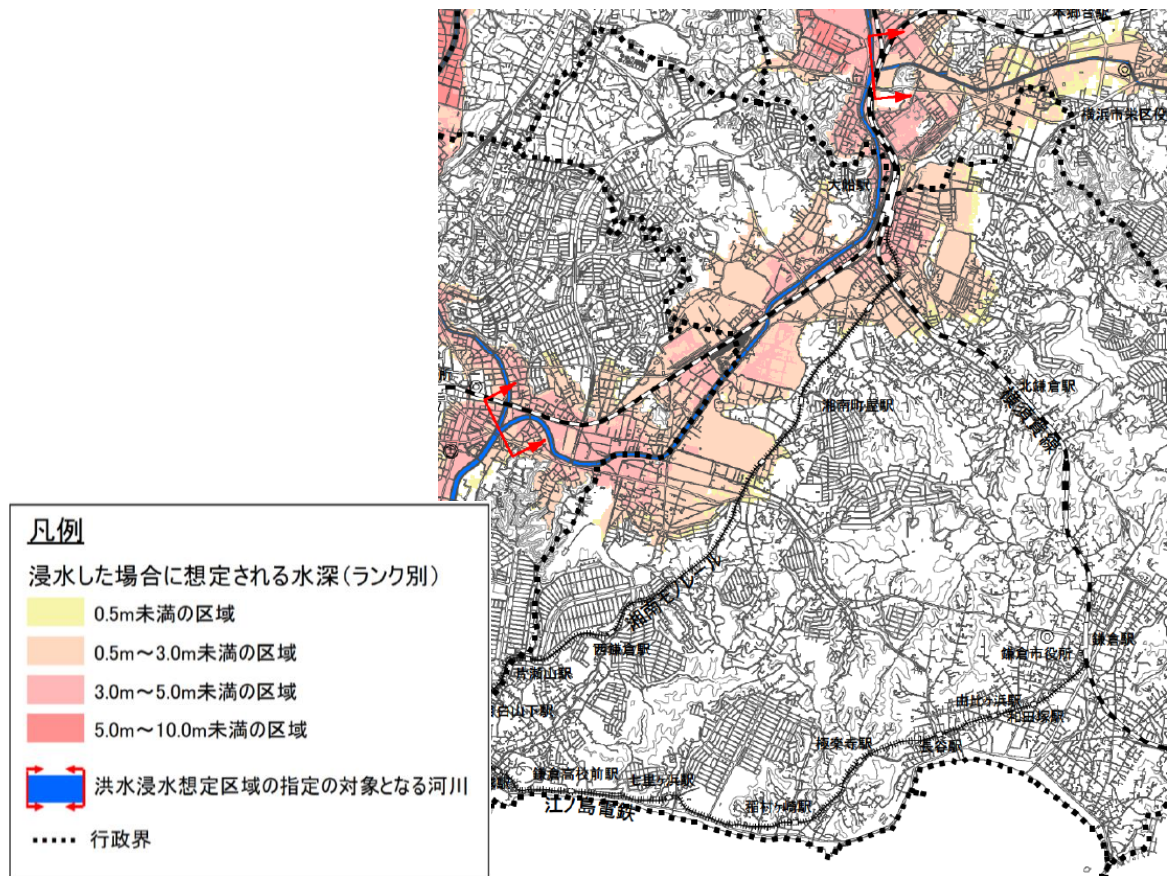


図 境川水系洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) (平成 30 年 1 月神奈川県告示)

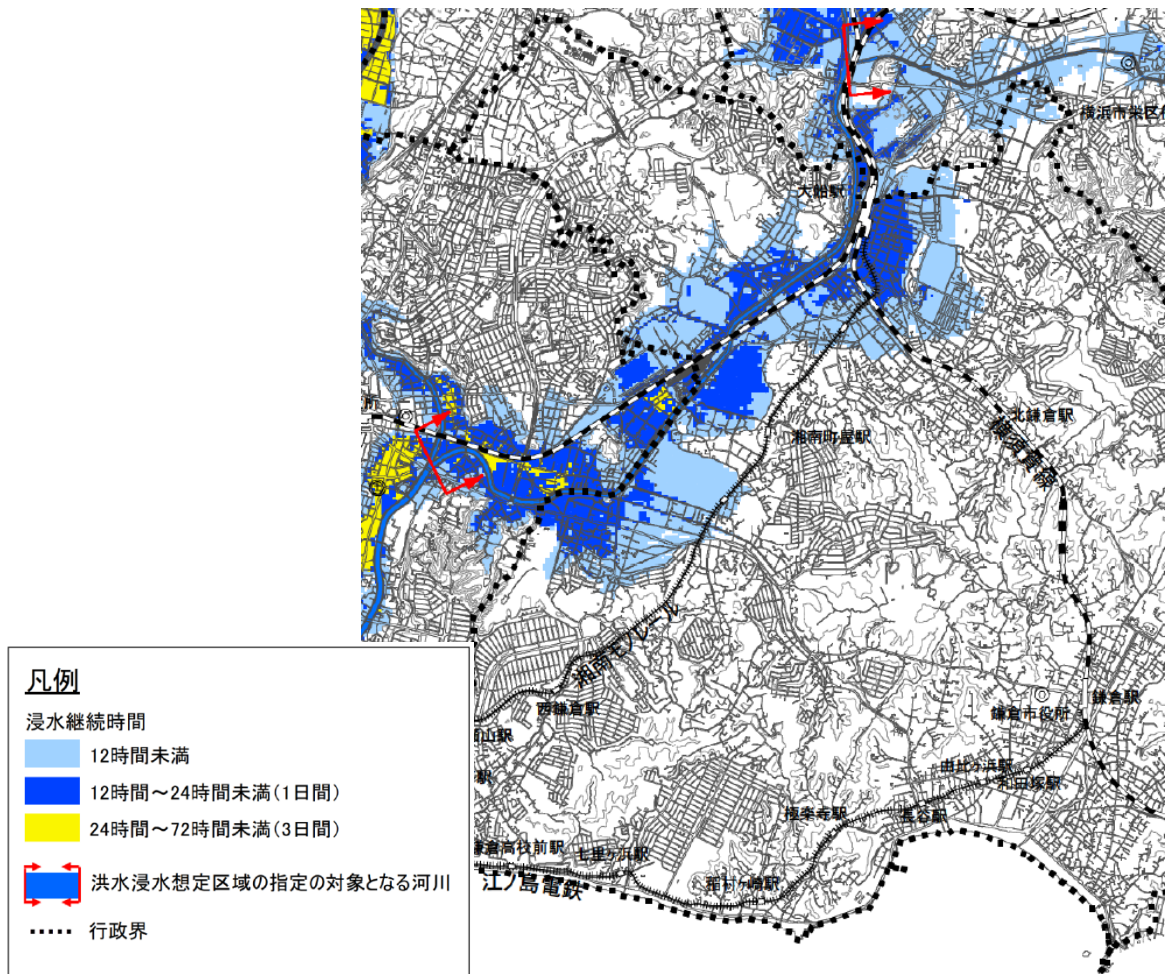


図 境川水系洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)(平成30年1月神奈川県告示)

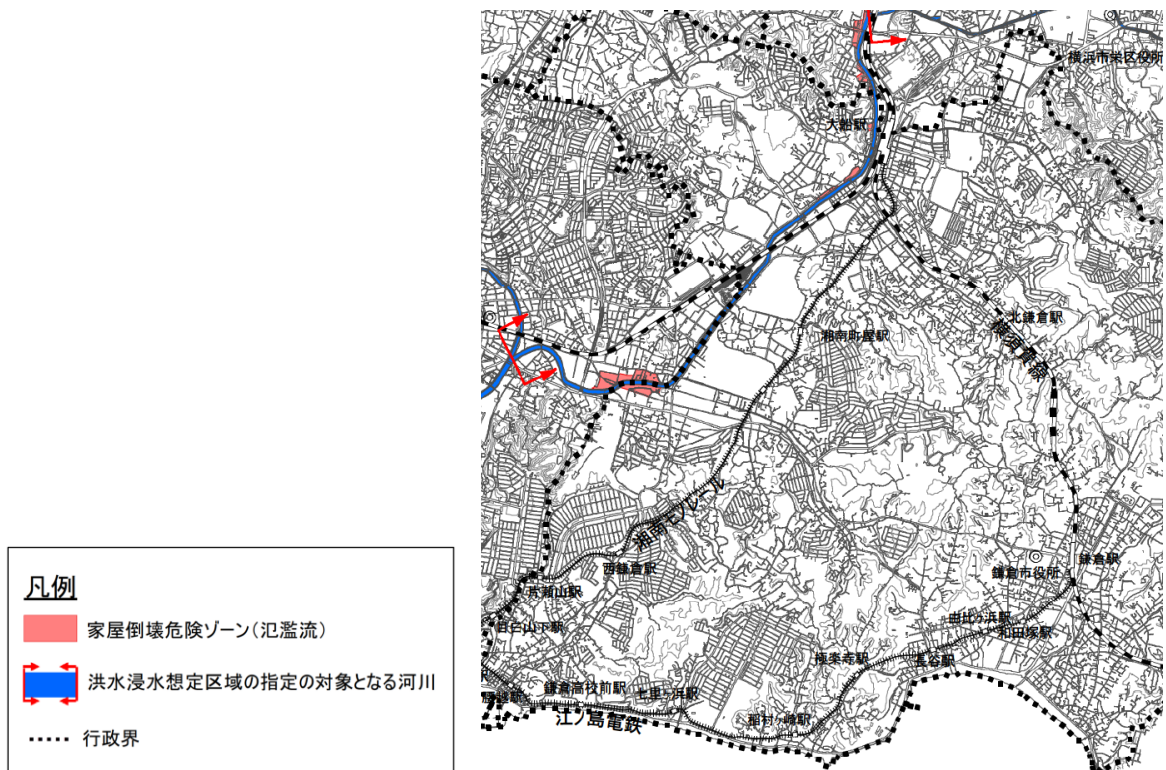


図 境川水系洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫流想定区域氾濫流)(平成30年1月神奈川県告示)

2) 発災後の対応フロー

①地震・津波対策

地震災害の場合、本市の地域防災計画では応急対策の初動活動として、発災状況の情報収集や庁舎等の防護措置、災害対策本部の設置等が定められています。

平成 27 年 5 月 13 日午前 6 時 13 分ごろに発生した宮城県沖を震源とする地震では、震度 4 以上を観測した太平洋沿岸の青森、岩手、宮城 3 県 21 市町村の中で、特別本部を立ち上げるまでに約 30 分かかった自治体もあったと報告されています^{※13}。本市においても現在地至近に浸水が及ぶ想定である地震による津波の由比ガ浜海岸への津波の到達時間は最短で 14 分（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側））、最長で 77 分（慶長型地震）と想定されており、災害対策本部の設置に先駆けて避難勧告・指示・誘導が発令されますが、特に勤務時間外では津波に対する庁舎等の防護措置が間に合わない可能性があります。また、地震発生直後は瓦礫や余震などの影響により、避難や初動活動に支障が出る可能性も想定されます。

このように、地震・津波の発災時は初動活動に掛ける時間的猶予があまりないことから、被災後の避難所の開設や復旧活動に円滑に移行するためには、本庁舎の津波による被災の可能性をなくし、初動活動後の職員配備や広域応援要請、自衛隊災害派遣要請等の早急な対応を可能とする機能を有することが重要となります。

東日本大震災では、自衛隊の大規模災害派遣開始までに約 3 時間を要したことから^{※14}、自衛隊災害派遣による救助開始までに数時間かかることが想定されます。

東日本大震災時の自衛隊の派遣までの初動対応^{※14}

14 時 50 分	防衛省災害対策本部を設置
15 時 30 分	第 1 回防衛省災害対策本部会議を開催
18 時 00 分	大規模災害派遣の開始
19 時 30 分	原子力災害派遣の開始

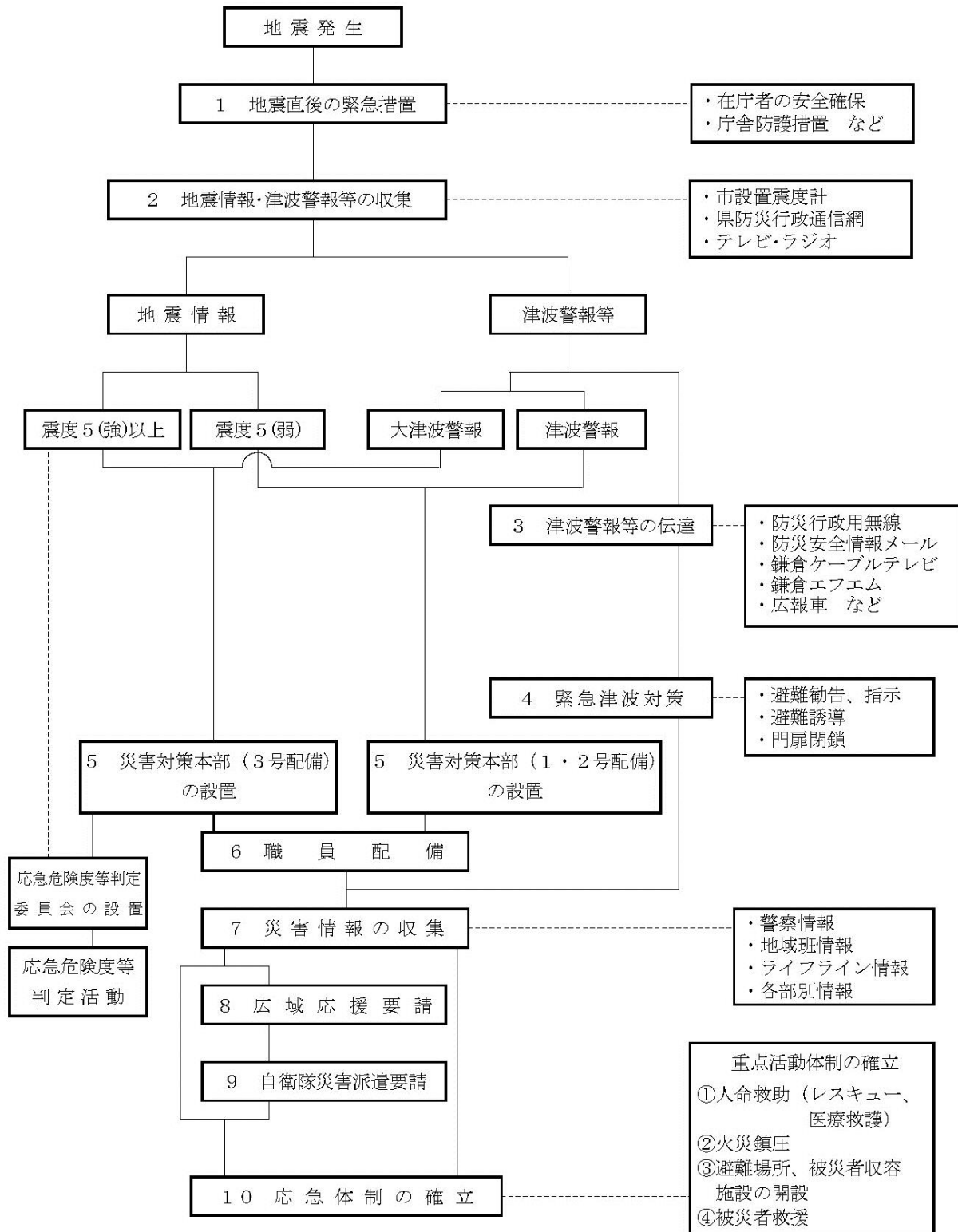
※13 産経新聞記事（平成 27 年 5 月）

<https://www.sankei.com/region/news/150515/rgn1505150074-n1.html>

※14 東日本大震災-宮城県の 6 か月間の災害対応とその検証-（宮城県、平成 24 年 3 月）

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kt-kiroku/kt-kensyou.html>

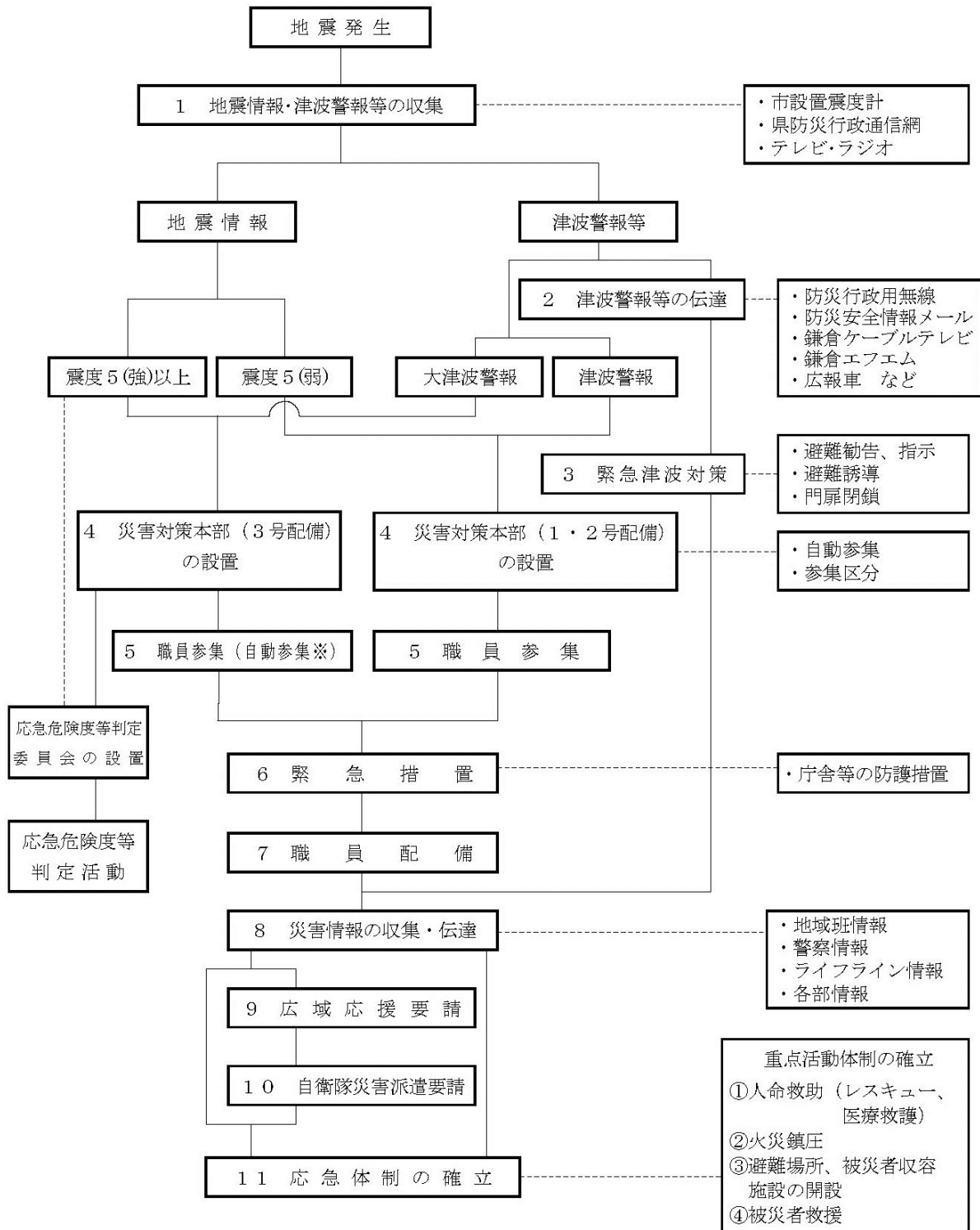
(ケース 1 : 勤務時間内に地震が発生した場合)



勤務時間内の地震発生対応フロー

(出典：鎌倉市地域防災計画、平成 25 年 2 月)

(ケース 2 : 勤務時間外に地震が発生した場合)



※職員の自動参集基準については、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

勤務時間外の地震発生対応フロー

(出典：鎌倉市地域防災計画、平成 25 年 2 月)

②風水害対策

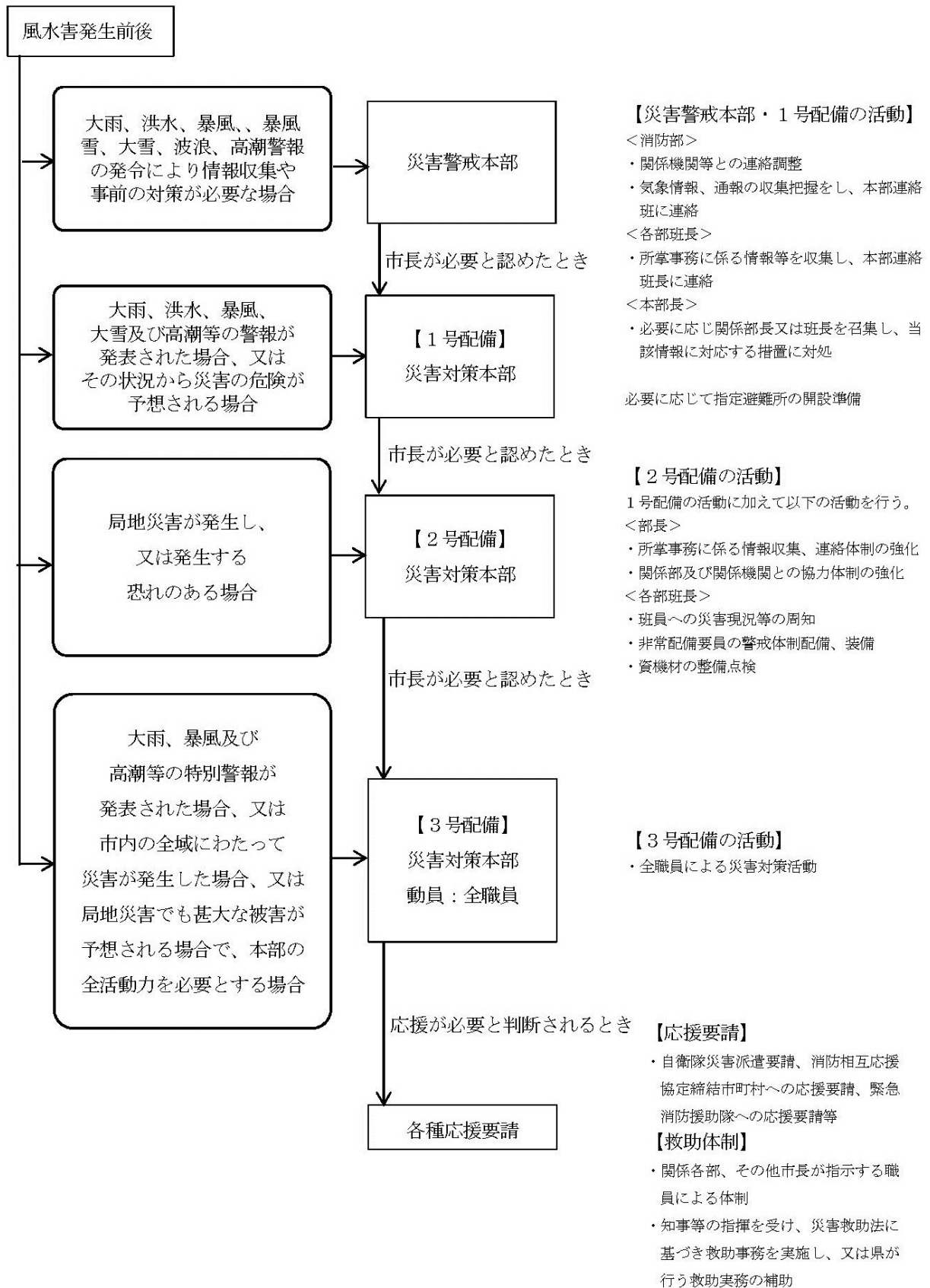
風水害の場合、本市の地域防災計画では応急対策の初動活動として、風水害の発生前後から警報の発令状況や局地災害による被害の予想等に応じて非常配備体制（1号・2号・3号）をとることとしており、必要に応じて自衛隊派遣要請や災害時相互応援協定締結市町村への応援要請を行うこととしています。

平成30年7月6日に発生した西日本豪雨では、岡山県や広島県をはじめとする広範囲で甚大な被害を及ぼし、1か月以上にわたって自衛隊による人命救助や瓦礫等処理、行方不明者の捜索活動が行われました。京都市では氾濫危険水位に達してから自衛隊に水防活動（堤防補強のための土嚢積み）に係る災害派遣要請を行い、自衛隊による水防活動は5～6時間程度で水防作業が完了しており、洪水による浸水まで時間的猶予のある地域では、早めの救援、支援を受けることができました^{※15}。

これらのことから、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）は洪水による浸水が想定されていますが、地震発生から被災までに時間的猶予のない津波による浸水とは異なり、越水や堤防の破堤が生じてから本庁舎の浸水に至るまでに時間的猶予があると同時に、浸水発生前から予報等で情報を収集することによって事前に避難対策や救助・救援対策を行う余地もあると考えられます。そのため、本庁舎は防災拠点としての安全性や救援・受援のための機能を十分に確保することで、災害予防や発災後の円滑な初動対応による効果的な減災・救助の実施の可能性が高まるものと考えられます。

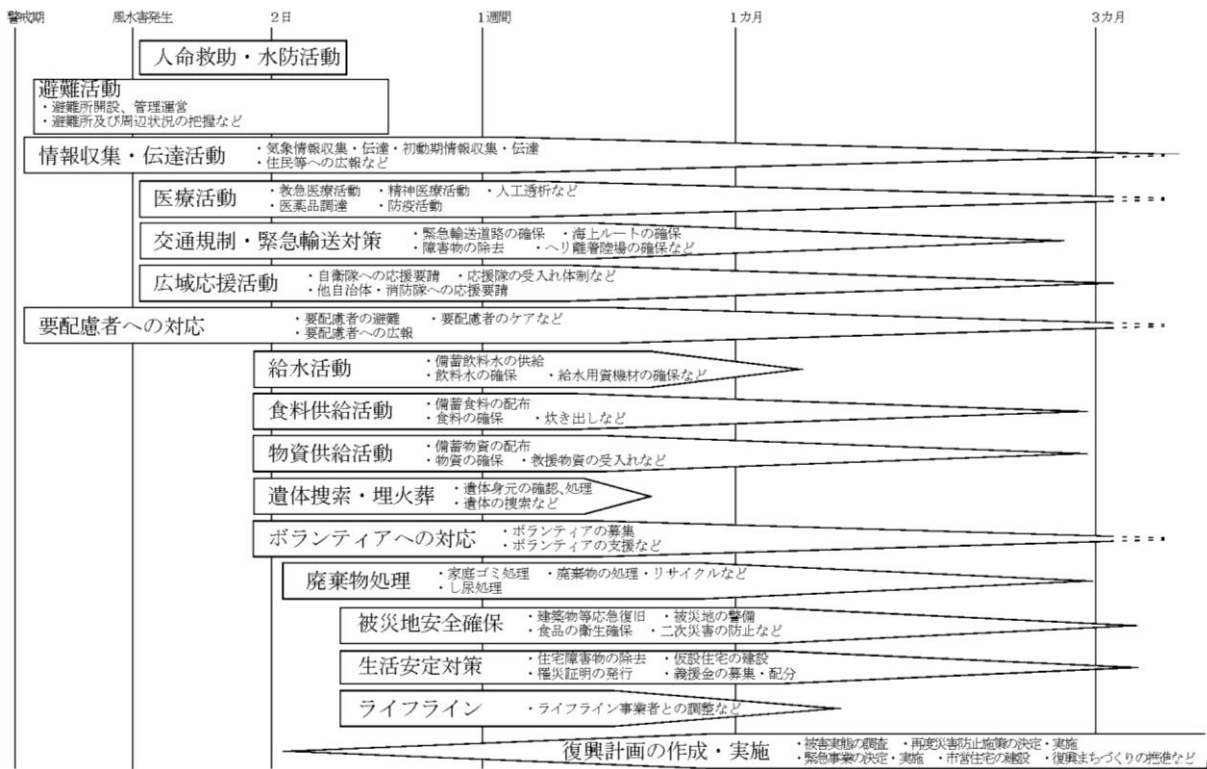
※15 内閣府 平成30年7月豪雨非常災害対策本部会議（第15回会議資料）

<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/h30typhoon7/taisakukaigi.html>



風水害による初動活動の流れ

(出典：鎌倉市地域防災計画、平成25年2月)



災害対策本部活動時系列整理

(出典：鎌倉市地域防災計画、平成 25 年 2 月)

3) 発災後の本庁舎における業務継続

国土交通省住宅局では、平成 30 年 5 月に「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」が公表され、大地震時に地域防災計画や組織の業務継続計画（BCP）に基づき防災拠点として機能継続することが期待される庁舎等を対象建築物とし、企画段階において建築主が機能継続に係る目標水準を設定する際や、設計・運用段階において、設計者及び管理者が機能継続に係る技術的要件を明確化する際に参考となる基本的な事項が示されています。

熊本地震では、熊本県内の 5 市町（八代市^{やっしろ}、人吉市^{ひとよし}、宇土市^{うと}、大津町^{おおつまち}、益城町^{ましきまち}）において庁舎が倒壊・損傷したことによる外部への機能移転が強いられた経緯があるため、大地震時の倒壊等の防止を目標とする建築物に関する最低限の基準（建築基準法）に留まらず、大地震後に機能継続できる高水準の耐震性能が求められています。

本市では、平成 29 年 2 月に「第 1 次地震災害時業務継続計画」を策定し、地震災害による影響によって市役所機能が低下する場合であっても優先して実施すべき業務の継続と早期の復旧を実現し、市民・事業者の生命・生活・財産を守り、都市機能を維持・復旧するために時系列での業務展開を整理しており、本庁舎においてもこれらの取組に対応した機能を確保することが求められます。

第 1 次地震災害時業務継続計画では非常時優先業務として、「災害応急対策業務」と「優先度の高い通常業務」が整理されており、本庁舎においては防災拠点として災害時に下表に整理する機能を優先的に確保する必要性が高いと捉えられます。また、本市においては、指定されている避難所（25 箇所）、広域避難場所（18 箇所）が避難者の受入先となり、本庁舎では主に情報収集伝達、救助・救援等の対応の検討等が発災直後から求められていると想定した計画としています。

鎌倉市第 1 次地震災害時業務継続計画に記載される 3 日以内着手すべき主な非常時優先業務

非常時優先業務	
災害応急対策業務	応急活動体制
	情報収集伝達・広報
	広域連携・受援体制
	救助・救援、消火活動
	医療救護活動
	避難・被災者受入れ、保護対策
	生活救援活動
	被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動
	災害救援ボランティアの受入れと活動
災害救助法の適用	
優先度の高い通常業務	部内の所管する施設等における被害状況調査、応急措置及び復旧に関すること
	所管する施設の利用に関する事項
	部内の災害対策の活動計画に関すること
	部内の庶務・経理に関すること
	各担当別の通常業務関連の事項

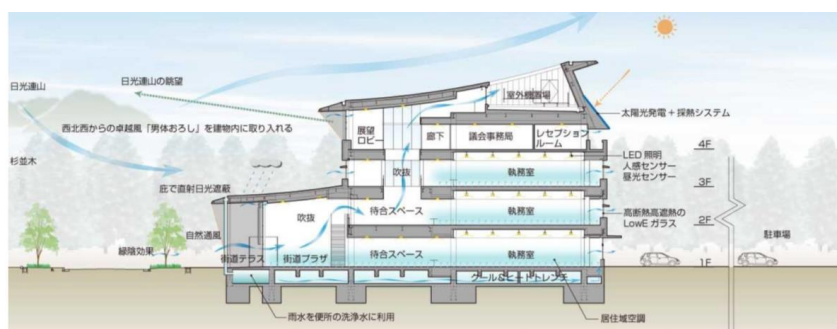
【防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドラインで求められている事項】

○建築計画について

- ・施設に求められる機能を維持・継続させるためには、必要な規模のスペース、設備等を確保し、防災対応に必要な対策を講じることが重要であり、特に緊急対応を行う災害対策本部はエレベーターが停止した場合でも移動に支障がないことを考慮した計画とする必要があります。
- ・須賀川市（平成 29 年開庁）や水戸市（平成 30 年一部開庁）、日光市（平成 31 年一部開庁、平成 32 年全面開庁予定）、長岡市（平成 24 年開庁）では災害対策本部となるスペースに市長室を隣接させており、横浜市（平成 32 年開庁予定）では非常時に柔軟な対応をとることができるように会議室だけのフロアを設ける工夫をしています。また、熊本地方合同庁舎A棟（平成 22 年開庁）では計画時点から周辺河川の氾濫を想定し、電気室、機械室などの重要諸機能を 2 階以上に配置するほか、建物内への浸水を防ぐために各出入口には防水板を設置しています。
- ・本庁舎が持つ受援力の役割として、ボランティア受入れセンターとしての活用等が想定されますが、例えば日光市では 1 階部分の活用を可能としており、また、泊まり込み職員や支援部隊等の休憩スペースも確保する必要があることから、長岡市では大会議室や市長室と同一階に配置され、普段から休憩室として利用されている空間を使用することを想定した計画となっています。

○設備計画について

- ・対象建築物は災害時における必要な安全性及び機能継続性を確保することとし、機能の途絶を避け、機能継続、円滑な復旧を実現するため、エネルギー源・水源の確保、仮設設備・補給への対応性の向上等の対策を講ずるとされています。
- ・非常用電源については、外部からの供給がなくても 72 時間稼働できること、停電の長期化に備えて予め燃料販売事業者と協定を締結する等により、1 週間程度は災害対応に支障が出ないよう準備することが推奨されています。
- ・設備に対しては、想定を超えた災害や想定外の故障等の発生時でも一定以上の対応性を発揮できるよう、建築設備システムの並列冗長化・分散化を基本とするとともに、一部の不具合が全体的な機能喪失に波及しにくい構成とすることや、代替設備の導入が容易な構成とすることなどへの対策も考慮するとされています。
- ・非常時は確保できるエネルギーや水の量が限られる可能性があるため、また、環境面からも消費量を抑制する目的として建築物に対しパッシブデザインの考えと再生可能エネルギーによる創エネルギーにも取り組む必要があるとされています。



図一日光市庁舎 自然エネルギー利用概念図

（出典：防災拠点等となる建築物の機能継続ガイドライン 防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集、平成 30 年 5 月、国土交通省）

○通信・情報提供

- ・非常時は避難活動・救急活動における被災状況の把握等に通信設備が大きな役割を担うと考えられ、市民対話や整備委員会でも通信手段の確保が重要機能として取り上げられました。東日本大震災の被災地では、津波による通信基地本局の被害や停電を受けましたが、防災行政無線の被害が少なく、有効に機能した事例もありました。

3. 本庁舎の防災拠点としての機能確保の方策

本市では本庁舎の移転先となり得るような場所で災害リスクが全くない場所は存在しないことから、発災における避難までの時間的猶予が少ない地震や津波による被災を防ぐことを最優先事項であると考えます。また、洪水対策については、本庁舎が計画規模の浸水被害を受けないことを前提としつつ、想定最大規模においても可能な範囲で対策を講じるとともに本庁舎の安全性の確保や、発災直後や復旧における円滑な対応等の連携を高める機能確保の考え方を整理します。

・ 防災拠点としての機能確保の方策整理の基本事項を記載

1) 安全性確保のための対応策

①地盤の対策

本庁舎建設時には、建物形状や構造に応じて地盤調査が必要となり、支持地盤面まで杭を打つことや建築物を免震構造とすること、耐震安全性能の分類における重要度係数を1.5とすることなどにより、建物の安全性の確保は可能であると考えられます。

②想定最大規模の降雨による洪水浸水への対策

・ 計画規模の降雨における想定を追記

計画規模の降雨による想定では行政施設用地への浸水はないと想定されています。

一方で想定最大規模の降雨による想定では、深沢地域整備事業用地の現況地盤には高低差があり、柏尾川沿いよりも行政施設用地は約3m高い現況で0m～1.5m程度の浸水想定となりますが、区画整理事業で行う造成に加え、建築時の外構工事（整地等）により浸水対策を講じることで、安全性の確保は可能であると考えられます。

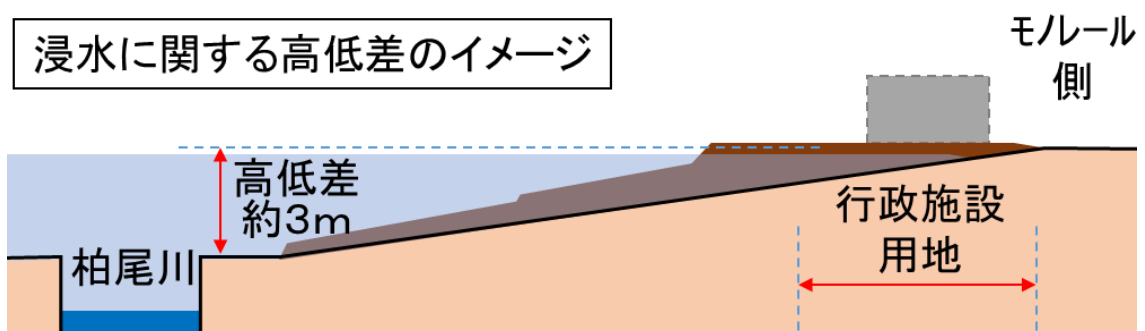


図 造成による浸水対策

・計画規模の降雨における造成計画に対する浸水想定区域の重ね図の追加

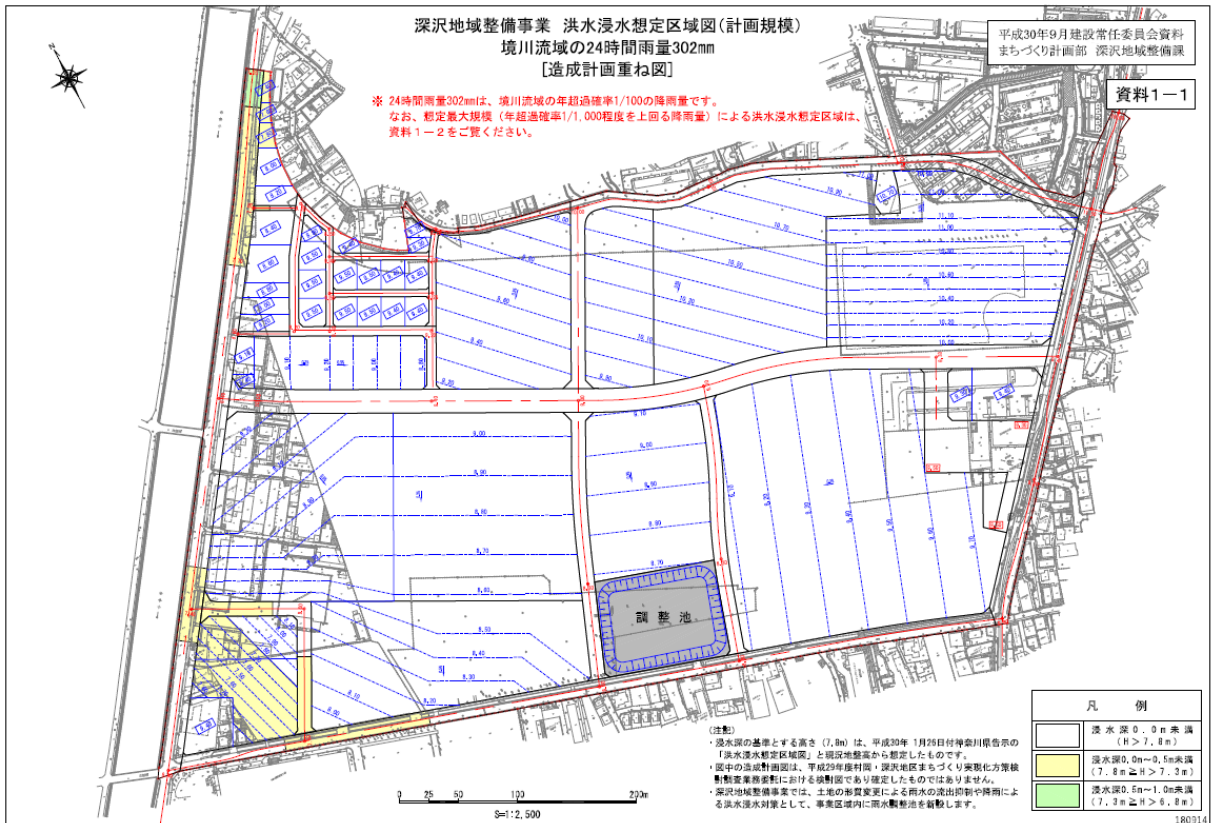


図 深沢地域整備事業における洪水浸水想定区域(計画規模)及び造成計画重ね図

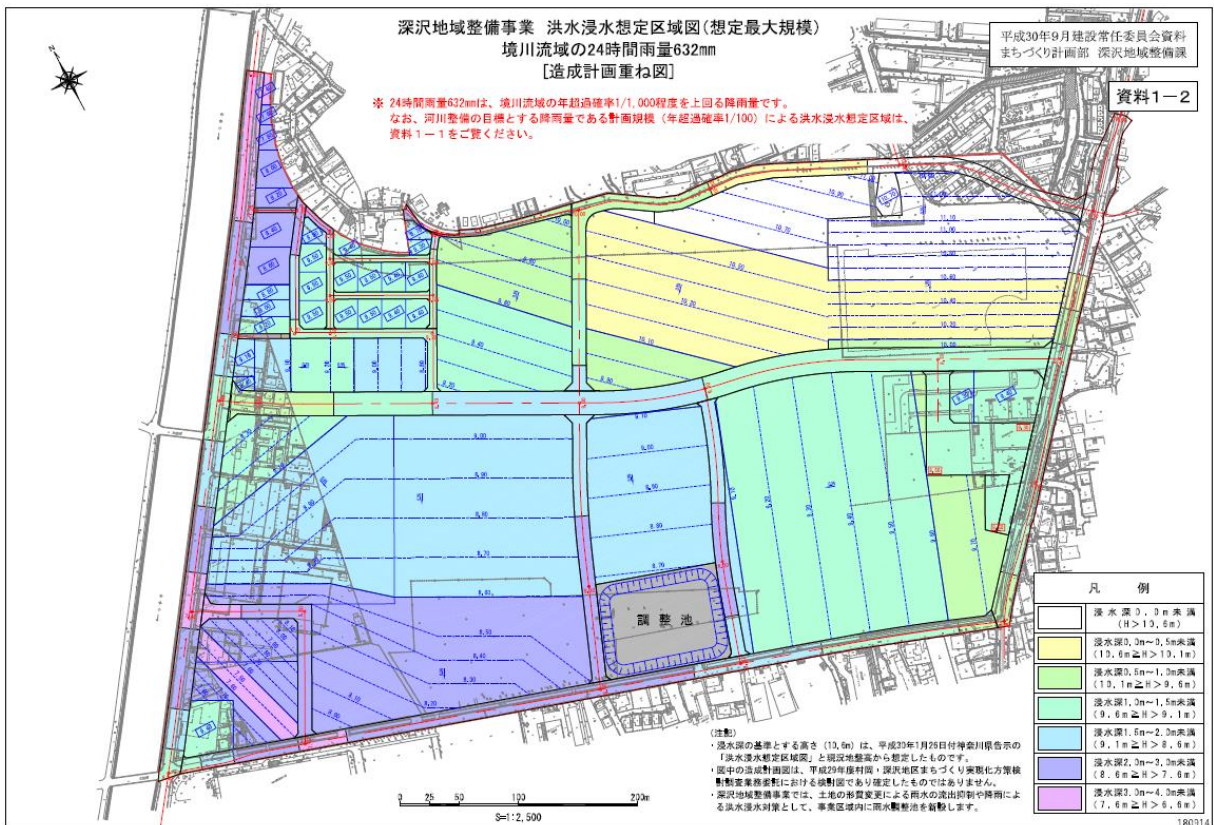


図 深沢地域整備事業における洪水浸水想定区域(想定最大規模)及び造成計画重ね図

・防災拠点としての機能確保の方策整理を踏まえた深沢地域整備事業用地（行政施設用地）のイメージを例示

2) 防災拠点としての機能のイメージ

これまでの整理を踏まえて、本庁舎と一体的に整備する消防本部や総合体育館、グラウンド・公園と連携した防災拠点のイメージを整理します。各施設の連携イメージでは、以下の機能が想定され、今後、防災担当部署との調整を行い構築していきます。

施設	諸室等	災害時の想定機能
本庁舎建物	消防本部	消防・救助の指示諸室
	災害対策本部	災害対策中枢機能・状況把握・情報発信
	会議室等	対策本部を補完する諸室
	ロビー等	緊急市民災害相談窓口等
総合体育館 (受援機能)	メインアリーナ	(遺体安置所)
	サブアリーナ	救援物資保管スペース 避難場所を補完する被災者スペース
	多目的室等	ボランティア活動スペース
グラウンド 公園		広域避難場所（発災時） 仮設住宅建設地（復興時） 災害時作業スペース・活動スペース 緊急駐車場

災害時における連携



4. 災害時のアクセス確保の考え方

本市の「第1次地震災害時業務継続計画」を踏まえると、本庁舎では情報収集伝達、救助・救援等の対応の検討等が発災直後から求められると考えることができます。風水害に関する業務継続計画は今後の検討となりますが、発災直後に求められる対応が類似すると仮定すると、いずれの自然災害においても発災直後に本庁舎へのアクセスを要すると想定されるものは災害対策本部関係者や本市職員、自衛隊をはじめとする関係機関等であり、また数日後には災害支援のための輸送によるアクセスの確保も必要になることが考えられます。深沢地域整備事業用地周辺では、想定最大規模の降雨による洪水浸水や液状化の発生が可能性として考えられますが、下記1)～3)に示す考え方に基づいて交通手段やアクセス経路の確保を実施していきます。なお、本市職員による本庁舎の利用の観点については、本市業務継続計画や他自治体の先進事例を念頭に置き、防災拠点への円滑な切り替えを行い、仮に本庁舎が使用できない場合は、本市の地域防災計画に則って他施設に災害対策本部を設置して対応に当たります。また、関係機関等のアクセスを要する人々については無線や事前の取り決め等による連絡・連携の強化に努め、被害状況に応じて臨機応変に対応が行える体制を構築していきます。

市民や本市の来訪者の緊急避難先は別に定められた避難所、広域避難場所があり、現在の本庁舎は避難所、広域避難場所に指定されていません。このように、本庁舎整備後は隣接するグラウンド・公園を新たな避難場所として指定することも考えられるとともに、災害対応の拠点として特化することとなれば、災害直後の本庁舎への来庁は少ないと考えています。このほかの避難先や市内全域とも情報伝達手段を強化し、市民や地域コミュニティとの協働、周辺市町村や関係機関との連携による従来以上の自助や共助の体制づくりも並行して進めることで、本庁舎整備に伴った防災対策のバリュー（価値）の向上を実現していきます。

・ 前回いただいた東京大学 目黒教授のご意見にあった「被災時の本庁舎へのアクセスに関する考え方、対応策の整理の必要性」に対して、本市としての方策のあり方を追記

1) 災害支援として想定される交通手段

本市の地域防災計画では地震・津波災害、風水害のいずれの場合でも、緊急輸送手段としては車両、船艇、鉄道車両及び航空機（ヘリコプター）が想定されています。

本庁舎は災害対策拠点としての機能が期待されていますが、市内全域への人的・物的支援の供給については、発災直後の避難状況や併発する可能性がある液状化や土砂災害等の状況も踏まえながら、警察や自衛隊等と連携して適切な手段で各所への輸送を行う必要があります。

一方で、災害対策拠点は、市外からの人的・物的支援の窓口としての役割もあり、情報や支援供給のための司令塔となる必要があることから、いかなる災害においても発災前後のアクセス手段を想定する必要があります。深沢地域整備事業用地（行政施設用地）は、船艇によるアクセスは想定しにくいですが、湘南モノレールに隣接し、JR 東海道線とも至近であり、鉄道による輸送手段を確保することができると想定されます。また、深沢地域整備事業用地内にヘリポートを設けることで、ヘリコプターでのアクセスが可能となりま

す。なお、車両によるアクセスについては緊急輸送道路によるアクセスが考えられますが、本市では様々な場所で土砂災害や液状化が発生することも想定され、2)、3)に整理する考えに基づいたアクセス経路の確保が必要となります。

2) 緊急輸送道路の指定状況

本市周辺では現在、災害発生直後から緊急輸送を円滑に行うため、次図に示すように横浜方面から鎌倉地域方面へのアクセスや国道 134 号を通る第 1 次緊急輸送道路（緊急交通路指定想定路）が指定されています。また、藤沢市方面からは深沢拠点を経由して鎌倉拠点に侵入する第 2 次緊急輸送道路も指定されています。

これらの路線は、本庁舎の移転に伴い見直される可能性はありますが、利用特性による区分^{※16}を踏まえた輸送経路として活用されることが想定されます。

※16 国土交通省ホームページ「緊急輸送道路」<http://www.mlit.go.jp/road/bosai/measures/index3.html>

3) 緊急道路啓開による車両によるアクセス経路の確保の考え方

本市の地域防災計画では、災害時は倒壊建物や土砂、看板、電柱等の障害物による交通障害が発生した場合に緊急車両の通行を確保する緊急道路啓開路線を選定することを定めており、主要公共施設や緊急輸送道路のアクセス経路を確保することとなります。

そのため、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）では地震・津波災害が起こった場合は、土砂災害や津波、液状化による危険性が高い箇所を避けながら、速やかに横浜方面又は藤沢方面からのアクセス経路を確保することが考えられます。また、柏尾川の洪水時は、破堤から 2 時間以内もしくは、遅くとも 24 時間後にはモノレール側の市道大船西鎌倉線を経由した横浜方面からのアクセスが確保できると想定されます。また、最も被害が深刻と想定される大船駅周辺や手広地区周辺は、第 1 次緊急輸送道路や県道 312 号からのアクセスが確保できるため、災害対策拠点を經由せずに、直接被災地に救助に向かえるよう、通信体制の整備による適切な対応方策が想定されます。

一方、鎌倉地域では地震・津波災害が起こった場合、津波被害に加え、土砂災害が起こる危険性のある丘陵地に囲まれており、経路が分断された際には早急な対応が必要となります。そのため、迅速な緊急啓開道路の検討や建設業協会等の重機が使用できる団体との連携協定を結び、被害状況に応じて道路やトンネルの復旧に取り掛かることができる体制を事前に構築していくこととします。

・土砂災害により、鎌倉地域への経路が分断された際の経路確保の対応策を追記

緊急輸送道路の利用特性による区分

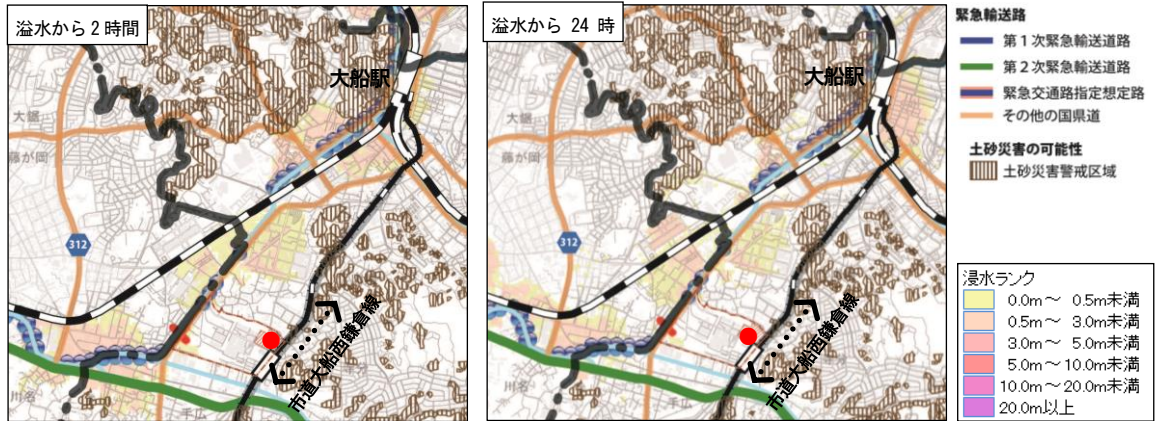
第 1 次緊急輸送道路ネットワーク	県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路
第 2 次緊急輸送道路ネットワーク	第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路ネットワーク	その他の道路

緊急啓開路線の選定基準

- (1) 病院等主要公共施設や市役所、警察署、消防署等の防災関係機関を結ぶ路線
- (2) 緊急輸送路
- (3) 主要な防災拠点に接続する路線
- (4) その他上記のルートを補完する路線

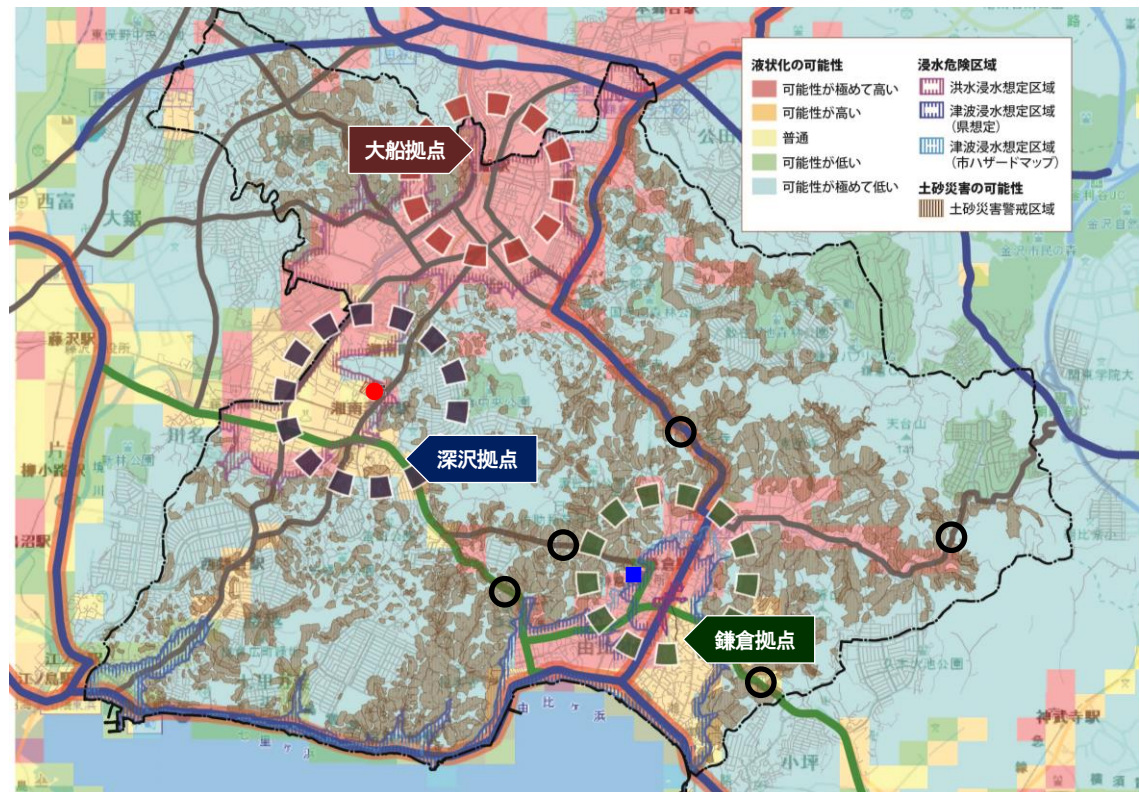
(出典：鎌倉市地域防災計画)

緊急輸送路と洪水による浸水の可能性の関係性



● : 深沢地域整備事業用地 (行政施設用地) (出典 : 国土交通省地点別浸水シミュレーション検索システムをもとに作成)

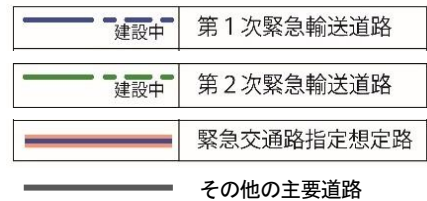
緊急輸送道路と液状化・土砂災害の可能性の関係性



○ : 鎌倉地域のアクセス経路として優先的に復旧する路線 (候補)

■ : 現在地

● : 深沢地域整備事業用地 (行政施設用地)



(出典 : e-かなマップ (地震防災マップ) をもとに作成)

- ・ 鎌倉地域のアクセス経路として優先的に復旧する路線 (候補) の追記
- ・ 緊急輸送道路と津波や洪水浸水も含めた各種災害リスクとの関係を表示

5. まとめ

現在地は津波による浸水が、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）は、洪水による浸水がそれぞれ想定されていることから、双方の敷地も災害に対して万全であるとは言いがたい状況であります。

一般に、地震は発災予想が難しく、また現在地至近に浸水が及ぶ想定である地震による津波が発生した場合、由比ガ浜海岸への津波の到達時間は最短で14分（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側））、最長で77分（慶長型地震）と想定されており、発災時の初動活動（情報収集、避難勧告・指示・誘導、庁舎等の防護措置、災害対策本部の設置等）にかかる時間的猶予があまりないことが考えられます。一方、洪水による浸水は、台風等の発生からの進路や雨量の予測ができ、大雨への備えや避難の準備等を行う時間的猶予を確保できる可能性が高いと想定され、的確な情報提供と事前の避難行動ができれば、被害を最小限度に抑えることが可能であると言えます。

また、洪水による浸水よりも、大規模な地震・津波による浸水のほうが、比較の上で建物や人的被害が甚大と考えられることから、これらへの予防策を講じるとともに、災害対策本部（本庁舎）が十分に機能することが重要であると言えます。

この点において、津波により浸水する可能性がある現在地よりも、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）で雨水への対応や建築物の耐震性を確保する方が、災害対策の拠点として全市に対して機能する状況が構築できると考えられます。また、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）は、津波による浸水を受けず、周辺からのアクセス経路の確保の可能性が高いことから、災害時の輸送手段においても優位性があると考えます。

以上のことに加えて、現在地よりも、敷地内の雨水貯留機能の設置や造成による浸水の軽減、消防本部、総合体育館や隣接する公園・グラウンド（災害時におけるスペースの有効活用）との連携などを考慮した場合、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）における本庁舎の方が災害対策の拠点として機能すると考えることができます。

表 ハザードの検証結果

	現在地	深沢地域整備事業用地 (行政施設用地)
1) 地盤 (液状化)	<p>【液状化危険度マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部に「液状化の危険性が高い」と想定されている。 <p>【地盤調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地内の一部で液状化の影響（4 cm 程度の沈下）が地表面まで及ぶことが考えられるとされている。 	<p>【液状化危険度マップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部が「液状化の危険性が高い」と想定されている。 <p>【地盤調査結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政施設用地内（泣塔の南側付近）で、液状化の可能性はないとの判定とされている。
2) 土砂災害	<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の西側の一部が土砂災害警戒区域に指定されている。 <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域は指定されていない。 	<p>【土砂災害警戒区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地の北側の一部が土砂災害警戒区域に指定されている。 <p>【急傾斜地崩壊危険区域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域は指定されていない。
3) 津波浸水	<ul style="list-style-type: none"> 第3分庁舎付近で0.01～0.3m、0.3～1.0m、1.0～2.0未満が混在 参考：今小路通りは1.0～2.0m未満と想定されている 由比ガ浜海岸への津波の到達時間は最短で14分（相模トラフ沿いの海溝型地震（西側））、最長で77分（慶長型地震）と想定されている。（現在地及び現在地至近に浸水がおよぶ想定地震による津波浸水予測） 参考：他の地震による津波浸水予測では、由比ガ浜海岸への最短到達時間は8分である。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波による浸水の想定はない。
4) 洪水浸水	<ul style="list-style-type: none"> 1時間最大雨量74mm（河川整備の目標とする降雨）による想定では、洪水による浸水はないと想定されている。（浸水想定区域図の見直しが未完了） 	<ul style="list-style-type: none"> 【計画規模】24時間積算雨量302mmによる想定では、浸水はないと想定されている。 【想定最大規模】24時間積算雨量632mmによる想定では、敷地の大半で0.5～3.0m未満（区画整理事業後は0～1.5m程度）の浸水が想定されている。
5) 内水浸水	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は、内水氾濫による浸水はないと想定されている。 御成交番の北側に浸水想定区域が見られる。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地は、内水氾濫による浸水はないと想定されている。

（追加参考資料）他都市における防災拠点機能の考え方

国土交通省住宅局では、平成 30 年 5 月に「防災拠点となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を公表しています。この事例集では、用途種別が庁舎となる事例を紹介しており、この中で、災害対策本部の諸室との連携、機能継続する設備及び備蓄関係は次のようになります。

- ・発災時に災害対策本部となる室と同じ階に市長室を配置
- ・災害対策本部と同じ階に平時利用は会議室を集約して配置
- ・設備関係では、電力は 2 系統受電
- ・非常用発電機は 72 時間の作動の燃料を確保
- ・再生可能エネルギーとして太陽光の利用も実施
- ・備蓄関係では、飲み水については、7 日分確保

都市	本部関係	設備関係	備蓄関係
須賀川市 ・防災拠点施設 ・避難者受入広場	(3 階) ・防災会議室（平時は、市政経営会議室として使用） ・市長室は同じフロア	・電力 2 系統受電 ・非常用発電機（72 時間） ・蓄電池 ・再生可能エネルギー（太陽光、風力） ・井戸水熱源（トイレ）	・非常用飲料水貯留槽（100t）
水戸市 ・消防本部も入る総合防災拠点 ・一時避難 700 人の受入れ	(4 階) ・災害対策本部、市長室、会議室事務局室が同じフロア	・電力は 2 回線受電 ・非常用発電機（72 時間） ・燃料備蓄 ・太陽光発電 ・通信系として光ケーブルを 2 系統、メタルケーブル 2 系統	・備蓄倉庫（建物は別）（食料・水・WC、テント等の資機材を備蓄） ・屋上ヘリポート ・飲料水・雑用水 7 日分 ・耐震性貯水槽により飲料水を確保 ・雨水槽や井戸の設置により雑用水を確保
日光市 ・防災拠点	(3 階) ・災害対策本部（平時は大会議室）と市長室は同じフロア (1 階) ・一時避難場所とボランティア受入れセンター等に活用 ・防災ポケットパーク（マンホールトイレ、かまどベンチ、受水槽） ・駐車場を作業スペースとして活用	・自家発電設備 ・太陽光発電 ・太陽熱による空量の外気処理負荷の低減	
横浜市 ・防災拠点	(10 階) ・危機管理諸室を集約 (18 階) ・フロアは会議室のみで非常時に対応	・非常時 7 日の停電に対応	・給水は 4 階と 32 階の受水槽で 7 日対応 ・便所洗浄水は地下水槽にあり 7 日対応

長岡市	(4階) ・災害対策本部は危機管理防災本部に隣接、市長室、大会議室、休憩室も同じフロア	・電力受電は2回線 ・非常用発電機設備(72時間) ・中圧ガス管引込 ・太陽光発電	・1キロ離れた防災公園 (被災時にはボランティアセンター、物資一時集積所)と連携・役割分担
阿南市	(3階) ・災害対応の中核となる課・室を集約		・備蓄倉庫は地下1階(防潮板により対応) ・30tの貯水槽(3,000人が3日分(職員500人、避難者750人))

(防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン 防災拠点等となる建築物の機能継続に係る事例集 (平成30年5月、国土交通省)の記載事項を一覧整理)